

会津若松市ゆめみらい応援事業支援金について

Q & A 質疑応答集

令和7年10月

会津若松市教育委員会教育総務課

≪目次≫

1	全体概要について	．．．．． P 3
2	申請について	．．．．． P 4
3	交付の継続について	．．．．． P 6

1 全体概要について

1	Q	「会津若松市ゆめみらい応援事業」とは、どのような事業ですか？
	A	本事業は、寄附金を財源として実施しており、将来の夢や目標に向かって努力する本市の学生の挑戦を応援することを目的としています。 学業・スポーツ・文化芸術などの分野で特に優れた成果をあげ、大学等の進学後も継続して取り組んでいく意欲のある学生が、その第一歩を踏み出すための後押しとなるよう、支援を行います。
2	Q	奨学金を受ける予定ですが、併用することは可能ですか？
	A	給付型・貸与型を問わず、併用可能です。
3	Q	支援金の使い道に制限はありますか？
	A	明確な使途の制限は設けていませんが、本事業の趣旨にあります「グローバルに活躍する人材」になるために、ご自身が将来に向けて必要とするスキルや経験を培うための費用に充てていただくことを想定しています。 例えば、語学学習、専門分野の学び、活動に必要な教材や機材の購入、研修・大会等への参加費などが考えられます。 なお、毎年度活動報告書にて当該年度の学業等における活動状況を報告いただきます。

2 申請について

1	Q	申請書などホームページからダウンロードした資料はパソコン入力でもいいですか？
	A	手書き記入でもパソコン入力でも、どちらでも構いません。
2	Q	高校を卒業し、現在は予備校に通いながら大学受験をしますが、申請は可能ですか？
	A	可能です。 なお、提出書類のひとつに、出身学校長の推薦調書がありますが、高等学校をすでに卒業しており、出身学校長の推薦調書を取得することが困難な場合は、高等学校発行の調査書又は修学期間の学業成績を証明できる書類の提出のみでも可能です。
3	Q	対象の年齢の制限はありますか？
	A	年齢制限は設けていません。
4	Q	現在大学1年生ですが、2年次に進級する際に申請できますか？
	A	令和8年度に大学等へ新たに入学する方を対象としているため、現在すでに大学等に在籍している方は対象外となります。
5	Q	「市の区域内に継続して1年以上住所を有していること」について、いつを基準に1年以上とするのでしょうか？
	A	申請日時時点で1年以上となります。
6	Q	市外の高校に在学していても、申請は可能ですか？
	A	申請要件（生計維持者が本市の区域内に継続して1年以上住所を有していること等）を満たしていれば、申請可能です。

7	Q	「学業、スポーツ又は文化芸術の分野における成績が特に優秀」について、具体的にどのような実績を持つ学生のことを指しますか？
	A	申請においては成績要件等の制限を設けていません。 本事業は、学生の努力や実績を多面的に評価することを重視しており、成績や活動歴等の状況を加味しつつも、自己推薦書や学校等からの推薦調書、提出レポート等の内容を総合的に判断して選考を行います。 このため、学業成績や特定の大会での受賞歴といった要件をあらかじめ設定することはせず、それぞれの申請者が持つ強みや将来の目標を幅広く評価できるようにしています。
8	Q	団体種目での成果も対象になりますか？
	A	対象となります。
9	Q	「スポーツ又は文化芸術の分野における成績を証明する書類」とは、具体的にどのようなものになりますか？
	A	大会やコンクール等の成績が記載された表彰状の写しや、大会結果が記載されたプログラムや記録証明書、活動証明書など、成績や実績を証明できる書類を提出してください。 ご不明な点がありましたら、事前にご相談ください。
10	Q	複数の分野（例：学業とスポーツ）で申請することはできますか？
	A	複数の分野での同時申請はできません。 申請は、いずれか一つの分野に限定していただきますので、どの分野で申請されるかをよくご検討のうえ、申請ください。
11	Q	レポートに関して、テーマは2つありますが、1つの文章にまとめる形式ですか？それぞれ別にも書いてもいいですか？
	A	どちらの形式でも構いません。1つの文章としてまとめていただいても、2つのテーマを分けて記述していただいても結構です。ただし、2つのテーマに沿った内容を合わせて、全体で1,200字程度になるようにご記入ください。
12	Q	レポートのフォーマットに指定はありますか？
	A	特定の様式やフォーマットの指定はありません。ただし、用紙サイズはA3又はA4としてください。

3 交付の継続について

1	Q	大学等在学期間中は毎年自動的に交付されますか？
	A	支援金の交付は毎年自動的に継続されるものではなく、継続を希望される場合には、所定の書類（会津若松市ゆめみらい応援事業支援金交付継続申請書（様式第7号）、在学証明書、成績証明書、活動報告書など）の提出が必要となります。 また、提出された書類に基づいて成績や活動状況を審査し、継続の可否を判断いたします。成績状況等によっては、交付を取り消す場合があります。
2	Q	継続にあたっての成績基準はありますか？
	A	継続の可否については、成績（実績）だけでなく、将来の夢や目標を実現するために、これまでどのような取り組みをしてきたかといった活動の状況についても確認し、総合的に判断して、継続の可否を行います。
3	Q	支援金の継続が認められるかどうかの結果は、いつ頃通知されますか？
	A	継続の可否については、毎年3月中旬頃に通知いたします。